

Weekly Report

第 741 号

令和6年4月1日

4月から始まる主な制度（税制関係）

定額減税などを盛り込んだ令和6年度税制改正が成立したことにより、4月（又は1月）から適用される主な税制は次のとおりです。

◎賃上げ促進税制の見直し（4月以後開始事業年度から）……給与等支給額を増加した場合の税額控除制度について、子育て支援（くるみん認定）や女性活躍支援（えるぼし認定）に係る控除率の上乗せ措置を新設した上で、*大企業向け措置は賃上げ率に応じた控除率などを見直し、*大企業のうち従業員2千人以下の企業を対象にした「中堅企業」向け措置を創設、*中小企業向け措置は赤字などで賃上げした年度の税額から控除できなかった金額を5年間繰越す措置の創設、などが講じられました。

◎交際費課税の見直し……交際費等に含まず全額損金算入となる飲食費（社内飲食費を除く）の金額基準が1人1万円以下に引き上げされました。事業年度に関係なく4月以後に支出する飲食費に適用します。

◎事業承継税制に係る承継計画の提出期限延長……令和9年末までの時限措置である法人版事業承継税制（非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度）の特例について、適用を受けるための前提となる「特例承継計画」の提出期限が令和8年3月末まで延長となりました（個人版も同様）。

◎子育て世帯等に対する住宅ローン控除等の拡充…子育て・若者夫婦世帯（19歳未満の扶養親族がいる又は夫婦のどちらかが40歳未満）について、*認定住宅等の新築等をして本年中に入居した場合、住宅ローン控除の借入限度額を上乗せ（令和5年までと同額）、*既存住宅に一定の子育て対応リフォームをした場合、リフォーム減税の対象になります。

固定資産税の縦覧・閲覧制度について

土地・家屋の固定資産税評価額は原則3年に一度見直しが行われ、令和6年度は評価替えの年になります。

土地・家屋を所有する固定資産税の納税者は、同一市区町村内の土地・家屋の評価額などが記載された土地・家屋価格等縦覧帳簿により、他の土地・家屋と比較して評価が適正かどうかを確認できる縦覧制度を利用できます。令和6年度の縦覧期間は今月1日から固定資産税の第1期納期限（各地域で異なる）までとなります。

なお、自己の資産について固定資産課税台帳に登録された内容を確認する閲覧制度は、通年行うことができます。

★★★ 4月のチェックポイント ★★★

*協会けんぽの都道府県ごとの健康保険料率が3月分（4月納付分）から改定され、全国一律の介護保険料率は1.60%に引き下げとなります。

*労災保険率が改定され、全54業種のうち17業種で引き下げ、3業種で引き上げとなります。なお、雇用保険料率は変更ありません。

*新入社員や扶養親族に異動があった社員から「扶養控除等（異動）申告書」の提出を受けます。

*4月6日～15日は「春の全国交通安全運動」が実施されます。